

# 三聚戒の意義について

川田 熊太郎

## 目次

### 一 緒論

### 二 三聚戒

#### I 典拠

#### II 一切戒と三聚戒

#### III 三聚戒の内容

##### (a) 律儀戒又は防護戒

##### (b) 摂善法戒

##### (c) 饒益有情戒

### 三 三聚戒の意義(一)

### 四 三聚戒の意義(二)

#### (a) 基礎的考察

##### A 利他の問題

##### B 定慧は戒の外か

##### C 戒の源泉

#### (β) 十善業道、十重戒

##### (1) 十善業道

##### (2) 十重戒

#### (r) 相摂の問題

### 五 結論的考察

#### I 如来知見

#### II 学仏知見戒

#### 出典

### 一 緒論

仏教の学びが次第に深まるにつれて、戒定慧が何であるか、それらが如何なる意味において重要であるかを改めて認識するように成る。その頃となれば、長部の『大涅槃経』を読む者は、「かくの如きが戒、かくの如きが定、かくの如きが慧」に始まるあの一節と、これに解脱と師とを増したるあの「戒定慧と無上の解脱」を以て始まり、師のゴータマを礼讃するあの一節とに深い感銘を受ける。というのは、そこには戒・定・慧・解脱と、苦を亡ぼす師とが説かれているから、即ち仏教の全体がその内容の重要項目によりて表現せられているからである。

そしてその人は、また、増支部四法品の初の部分<sup>(3)</sup>にある

「わが見出した法を師とし尊重し奉事して生きてゆこう」というあの決意の「諸仏所師所謂法也」（漢訳大涅槃<sup>4</sup>）に要約せらるる経に感激するであろう、というのは、これは仏教の根本の立場を、或は根本の姿勢を明白に示しているからである。これは『起信論』の四信のうちの（信根本）へと連続し展開しているのであり、正法の知行こそが仏教なのであるから。

この四法の思想は、原始仏教以来の根本教説との関係において見るならば、後の二、滅諦と道諦とである、というのは、戒定慧及び解脱の四法のうち戒定慧は聖八支道の八支を整理したものであり、そして解脱は即ち滅諦であるから。この四に苦滅即ち涅槃の自己認識たる解脱知見を加えるならば、あの無等等五蘊の思想が成立する。

しかもこの後の二諦は前の二諦を前提として含有している。これを原理的に言えば、四聖諦のうちの任意の一、又は二、又は三は、余他の三、又は二、又は、一を包摂している。これは正に相摂の原理である。そして、これが、後に六度との関係において、撰五の原理の形をとっている。

以上は、要するに、直接には、滅道二諦の問題である、従ってそれは四聖諦の問題である。故に、これは二種の運動方向をもつ深縁起の問題である。そしてそれは、根本的には、真理 (satya) の問題、真実 (tattva) の問題である。この真

理又は真実は仏教に独特のものである。相摂というのは、この真理真実の有り方の問題なのである。

そして、この相摂というのは、六波羅蜜との関係において、また六者の順序の見地からは、「前前の波羅蜜が順次に随いて後後の波羅蜜を生じ、前前の波羅蜜は後後の波羅蜜によりて清浄にせられる<sup>5</sup>」ということに存する互相の法則とも名づけえられる目的観的法則である。

勿論、これらの三学や真理や真実はそのままに忍受すれば、それでよいのである。しかし学ぶ者、それらを知り行い得ようとする者は何か不安を感じる、というのはそれらをただ知れるのみではなくて、行いうる者とならねばならぬからである。(A) かくの如き仏教の受取り方は自利が主になっているようである。(B) 定以上は戒の外にあるのか。定を学ぶのは戒を離れてのことであるのか、慧を学ぶのは同様に戒定を離れてのことであるのか。(C) 先づ戒、それから定、戒定の後に慧、そして戒定慧の後に解脱というが如くに初めのものが、これに続いて次ぎ次ぎのものが、一体、何処から出て来るのか、そして如何にしてそれらが重なってゆくのか。いま謂う所の不安は、少くとも一つには、このように分析せられ言表わされるのである。

(A) 戒定慧と解脱との四法は必ずしも他者を、仲間<sup>ナカマ</sup>の人間を、考えていない、又はそれを考えると、その考えを除

外することがありうる。声聞について竜樹<sup>(6)</sup>は智鈍慈浅を、独覚について智利慈浅を言う。要するに、已利を、又は自利を専らにし又は主にするのである。この点が利他を思出さしめる。成覚後のゴータマ・ブッダは、彼の獲得したる法を人々に向って説くが為にブラフマー・サハムパティの転法輪の勸請を必要とした、人間の社会性(仲間性、朋友性、societas)の覚醒と昂揚とを必要としたのである。特に般若経典や華嚴経や法華経や、またこれら以後の仏教思想によりて教育せられた我々は自利に滞留することの不安を覚えるのである。(B)戒と仏教とは安危を共にしている。然らば、戒につづいて挙げられる定と慧とは戒の外にあるのであろうか、換言すれば、定を、慧を、定慧を学ぶ者は戒を除外してよいのであろうか。

(C)この問は人をして定慧の根原を、その前に戒の根原を問わしめる。そもそも戒は何処から発生するのか、何処から定慧は発生するのか。又は戒が目ざすもの、定慧が目ざすものは何であろうか。何処から戒が先づ出て来て、つづいて何処から定慧が出て来て戒に重なるのであるか。或は戒の中から定と慧が順次に出て来て戒に重なり加わるのであるか。或はこの三は順序なく何処からか発生するのか、又は如何にして此の三が順序たてられるのであるか。

かくの如き不安、不足、懼怖をもつ者は何を求めているのか。それは、戒と密接なる関係に仏教が在ることを、である

うか。戒と仏教との不離を真正面から表明している戒はあらぬであろうか。かく摸索する者が探しあてて満足を与えられるのは三聚戒によりてであろう。これは瑜伽行学派のマイトヤレーヤ又はアサンガの著作とせらるる『ヨーガーチャラ・ブーミ』のうちの『菩薩地』の戒波羅蜜多品の説くものである。そこで、これを考察しよう、如上の需要を持つ者として。

この考察は、当然に、この三聚戒と十善業道及び十重四十八輕戒との関係をも、問題としなければならぬ。

## 二 三聚戒

### I 典拠

玄奘訳瑜伽師地論(大正第三十卷)は、その本事分(瑜伽行地の十七地)に該当する梵本を現に持つとのこと。そしてその最初の部分、第一から第五地の終まで(大正第三十卷頁二七九—三二八)は Vidhushekhara Bhattacharya によりて、一九五七年に、カルカッタ大学から出版せられている。そして瑜伽行地の第十五地が菩薩地(Bodhisattvabhūmi)であって、その梵本は荻原雲来博士によりて、二部に分けて、第一部は昭和五年(一九三〇)に、第二部は昭和十一年(一九三六)に、東京にて出版せられた。

今、問題とせられている三聚戒はその戒品のうちに説か

れるもの。

そして、大正新脩第三十巻の目次によりて言えば、I 施品からO 撰事品に至る七品は冒頭に唵陀南(udānam)があつて、以下において各テーマが「九種の相」で説かれることを示すのである。

その「九種の相」とは

- (1) *sva-bhāvah* 自性
- (2) *sarvam* 一切
- (3) *duṣ-karam* 難
- (4) *sarvato-muksham* 一切門
- (5) *sātpaurṣya-yuktam* 善士
- (6) *sarva' akāram* 一切種
- (7) *vighatārttika-yuktam* 遂求
- (8) *ihānūtra-sukham* 二世樂
- (9) *visuddham* 清淨

の九である。これらは、今此処では、戒という被分類体の分類原理であつて、その各の下に所屬せしめられる諸戒の特質を明らかにしている。梵本では、玄奘訳の「九相」の「相」に該当する文字は“akāra” (114.11) 又は“vidha” (117.10) である。

そして三聚戒 (*trividham śīlam*, 138,6) ‘三種戒’ とは「菩薩の一切戒」“*boodhisattvasya sarva-śīlam*” (138,10 v. u) を類とする所の種たる戒であつて、この「三聚」即ち「三

種」が菩薩の一切戒の全範囲を分割し尽しているのである。

そして、この一切戒の論述が最も詳細である。梵本について概算するに、菩薩の戒パーラミターが頁一三七―一八八、即ち五二頁のうち、一切戒は頁一三八・一八一―一八三・一六を占めている。故に全五二頁のうち一切戒即ち三聚戒が約四五頁を占めているから、他の八種の相の戒の為には僅かに七頁が残されているのみ。これは著者と言われるマイトレーヤ又はアサンガが三聚戒又は三種戒を如何に力説しているかの証明となる。或はこの戒は彼等の創始せる瑜伽行学派に独特のものである。

別訳の菩薩持地經(北涼曇無讖訳)と菩薩善戒經(劉宋求那跋摩訳)とは必要に応じて参照するに止める。即ち訳としては玄奘訳を重く視るのである。

## II 一切戒と三聚戒

一切戒とは菩薩の在家分と出家分との戒を総合したものである。換言すれば、それは菩薩の在家者と出家者との受持すべき総べての戒である。

この一切戒が三聚又は三種 (*trividham*, 138.6) に分割、即ち分類せられる、一つには律儀戒即ち防護戒 (*samvara-śīlam*, 138.22) ‘二つには撰善法戒 (*kuśala-dharma-samgrā-haḥam śīlam*, 138,22) ‘三つには饒益有情戒 (*sattvārtha-kriyā-śīlam*, 138,23) である。この第三はこれを利物戒とも

撰衆生戒 (sattvānugrāhakaṃ sīlam, 140.4) と呼ぶことができる。

一切戒と三種戒とは外延は全く同一であるが、一切戒と言うときには、止悪作善の行為の法則を綜観 (synopsis) して一箇の類へ還元せしめていうのであり、三種戒という時には、かく綜観によりて得られたる一全体としての類を種へ分析 (kat' eidē diairesis) 又は分割する見地からいのである。

それは在家分と出家分との総べて、即ち七衆が共に受持すべき菩薩戒である。菩薩善戒経第四卷 (大正第三十卷頁九八二下) と菩薩持地経第十卷 (大正第三十卷頁九一〇中) とは相互にも、また玄奘訳とも文を異にしているが趣旨は同じく、比較すれば、その同一の趣旨が明白である。

### III 三聚戒の内容

#### (a) 律儀戒又は防護戒

律儀戒とは菩薩が受ける所の七衆の別解脱律儀戒である、即ちビク、ビクニー、シクシャマーナー、シユラーマネーラ、シユラーマネーリー、ウバソク、ウバイから成る七つの衆 (sapta-naikāyika, 138, 24) の受持すべき戒である。

これの梵名は samvara-sīlam であるから、その訳語名は防護戒でよい。この戒の“samvara”は『転輪王獅子吼経<sup>(7)</sup>』 (Cakkavatti-sihanāda-suttanta) を聯想せしめる。Patimokkha-samvara-samvuto viharati (別解脱という防護によりて防護せら

れている)。これは十善業道についての話である。また『元始智経<sup>(8)</sup>』の、同じく、十善業道についての話が思出されるし、また十地経 (十地品) の“sīlaparamita”という波羅蜜多が想起せられる。この十地経の戒に関する段は、実に、十善業道を「戒」としているのである、即ち「防護」が、ここに到りて、あからさまに、「戒」となされているのである。

#### (b) 撰善法戒

菩薩が防護戒を受けたる後に、大菩提の為に、身により・語により・意によりて、何であれ諸善を積集すること、それのすべてが撰善法戒 (kusala-dharma-saṃgrāhakaṃ sīlam) と呼ばれる。

持地経も、これを、撰善法戒と訳している。善戒経はこれを「受善法戒」と訳している。菩薩地及び持地経が、ともに、原語名に忠実である。

しかし、玄奘訳の「所有一切為大菩提、由身語意積集諸善、総説名為撰善法戒<sup>(9)</sup>」の「由身語意」は持地経<sup>(10)</sup>とも善戒経<sup>(11)</sup>とも一致する。しかし荻原校の梵本には“kayena vacā”<sup>(12)</sup>とあるのみにて“manasā”が無い。

(1) 惟うに、この“manasā”は、持地経及び善戒経によりて補わるべきであろう、というのは、大菩提の為に諸善を積集する場合に、“manasā”即ち「意によりて」積集せらるる諸善を除外すべきではないから。

(2) また、これと同一に帰着するのであるが、「由身語意」とは「修<sup>13</sup>大菩提ノタメニ 身口意業<sup>14</sup>」、「為<sup>13</sup>菩提一故、修<sup>14</sup>身口意十種善法<sup>14</sup>」であるはずである。というのは「由身語意」とは、身と口と意との三業によることであり、この三業は身の三・口の四・意の三、合して十種と分析せられるのであるから。この十種というのは十善業道を意味しているのである。これはこの『菩薩地』が『華嚴経』を重視していることに基づきても容認せらるべきである。

撰善法戒の「善法」の意味は、少くとも、ある人々には曖昧であるが如くである、それはこの善法が狭義の“morality”の範囲内のものの如くに、即ち防護戒 *saṅvarasīlam* の範囲内の善法と解される恐れがあるからである。しかし、テキストから明らかであるが如くに、この善法は全仏数の思想内容のすべてと理解せらるべきである、三蔵の思想内容のすべてである。

テキストとは荻原校梵本 p.227.3—12(大正第三十巻頁五三二中)である。それによれば、

上に説かれた種種の施、広く説かれた戒、乃至、同事、上に説かれた諸の波羅蜜による自の仏法の成熟、諸の撰事による一切衆生の成熟、要するに、それらは菩薩の善法の業なりと知らるべきである。上に説かれた種種の施、同前、乃至、同事、それらの種々なる、無量なる、善法の、即ち諸の菩提分法の現行は三因により

て知らるべきであり、(それらが)最善なることは二因によりて知らるべきであり、それらが清浄なることは三因によりて知らるべきである

とある。そして、これが要旨であり、その説明又は詳説は直ちに続いて(梵本227.13—229.6にて、大正第三十巻では五三二中五—五三二下二にて)述べられている。この要旨と、その説明とのうちにて「善法」が、少くとも、三回出て来るが、その三回ともにみな「善法」によりて「一切の仏法」が、全仏教の思想内容が、意味せられているのである。

#### (c) 饒益有情戒

饒益有情戒とは *sattvānugrahakam sīlam* の訳名である。持地経(九一〇中)は前述の如く、「撰衆生戒」とし、善戒経(九八二下)は「為利衆生故行戒」とする。「饒益有情」も「撰衆生」も「為利衆生故行」も皆な等しく *anugrahaka* である、故に、「衆生を利する」ということに帰着する。

そして、この『菩薩地』はこの戒に十一行相ありとし、衆生の利益と成る事業がなされるに当りて、第一に、その助伴、同行者 *sahāyibhavaḥ* と成る、病者の助伴と成る、乃至、第十一に、諸の有情をして不善を厭離せしめ、仏聖教 (*buddhasāsanam*) に入らしめるがために、歡喜し・信樂し・希有の心を生ぜしめる (140.2 from bottom) とする。

これは、内容的には、四撰事 (*catvari samgrahavastūni*)

と同一となる。この四摂事について、梵本 (p. 217) は四のうち「施」*dāna* を挙げていない。漢訳はこれに忠実である。この事があるのは、前に (pp. 114—136) 施波羅蜜多を説いているが故であろう。この『菩薩地』のうちには、かくの如くに、前述のこと・後述のことを考えて、論述に重複があらぬよう心がけていると考えられる箇所が往々にしてある。注意を要する。

### 三 三聚戒の意義 (一)

『菩薩地』は、つづいて (p. 141 et sq.)、如何に菩薩が防護戒に住し、摂善法戒に住し、利物戒に住して、防護戒を護るか、摂善法戒を修するか、利物戒を行うか、又は受戒するか、又は破戒するか、などを詳細に論述する。

それから論述し残した難行などの七つの諸戒を略述する (183. 17—187. 15)。

然る後に、如上の戒パーラミターの果を説く、即ち或は無上正等覚を現証し、或は然らざるも、十方の諸仏に護念せられる、乃至、後世が良きことを得るのである (187. 16—27)。そして最後に、この論は三聚戒の意義を述べる。上述の一切の自性戒など九種の戒は三聚戒、即ち防護、摂善法、利物の三種戒、に摂せられる。そして、

是の如き三種の菩薩の淨戒は、要を以てこれを言わば、能く菩薩

三聚戒の意義について (川田)

の三の所作の事を為す。謂く、律儀戒は能く心を安住し (*citta-*  
*sthitaye samvartate*, 188. 6)、『摂善法戒は能く自の仏法を成熟し  
(*ātmano buddhadharma-paripākāya samvartate*, 188. 7)、『饒益有  
情戒は能く有情を成熟す (*sattvaparipākāya samvartate* 188. 8)。  
是の如く総じて一切の菩薩の応に作すべき所の事を摂す、所謂  
(1) 現法樂住し、其の心を安住し、(2) 身心に倦むこと無く仏法  
を成熟し、(3) 有情を成熟せしめんと欲するなり (188. 8—14)。  
大正第三十卷五二二下—五二三上)。

右は尊敬の故に漢訳は玄奘に、国訳は佐伯定胤訳、保坂玉泉  
筆受、国訳大蔵経論部第七卷頁三九六による。

これを要するに、三聚戒は (1) 菩薩の心安住と (2) 自  
分自身の仏法の成熟と (3) 成熟衆生との三を、即ち菩薩の  
為すべき事どもの総べてを三にまとめ、その理論と実践とを  
戒としてまとめているのである。そのうち (1) と (3) と  
は自利と他利とを追求することを求めているのである。(2)  
は自利であるが、やがて他利と成るもの、全仏教の思想を善  
法として、これを自己の仏法として成熟せしめることを求め  
るものである。

三聚戒は、それ故に、全仏教を戒の見地からまとめたもの  
である。

### 四 三聚戒の意義 (二)

三聚戒なるものはほぼ上述の如きものである。それ故、

『マハー・パリニッパバーナ・スッタ Tantra』の戒・定・慧、又はこの経及『増一阿含・四法品』の四法即ち戒・定・慧・解脱に関して「利他をどうするか」、定を学ぶことや慧を学ぶことは戒の外か、などの不安を覚えて、この不安を除去することを求めた努力はこの戒の確認によりて、その目的を達したのである。

### (α) 基礎的考察

#### A 利他の問題

三聚戒から考えるならば、利他の問題は饒益有情戒、即ち摂衆生戒、即ち利物戒によりて解決せられている。というのは利物戒は即ち利他戒なのであるから。この意味に於いて三聚戒のうち、防護戒と摂善法戒との二は自利を主とするが、その自利の追求は直ちに利物という利他の土台となるのである。惟うにこれは、あの戒・定・慧・又はこれらと解脱との三学又は四法(或は四蘊)のうちに含まれていた利物が、あからさまに、表へ取出されてきたのである。というのはゴータマ・ブッダはブラフマー・サハムパティの勸請を容れて説法の決意をなし、これを実行したのであるから。

#### B 定慧は戒の外か

この問題について考察するに、定慧の修習は戒の内に位置するのである。というのは、摂善法戒がこの二、即ち定と慧とをも善法としてその内に在らしめるから、また防護・摂善

法・利物は一切戒のうちの三であるから。というのは、菩薩は、防護戒を受けたる後に、「大菩提のために、あらゆる善法を身・語・意によりて積集する」のであるから。このあらゆる善法が定慧を包摂していることは明らかである、というのは定慧は、是非とも、善法と言われざるをえないからである。換言すれば、

菩薩は戒により(Sīlam nisṛīya)‘戒に任して(Sīlam pratiśhāya)’  
聞に(Srute)‘思に(cintāyām)’止観の修習(Samatha-vipaśyana-  
bhāvanāyām)‘空閑に独处を楽しむこと(ek’ārāmāyām)’従  
事する(139.5-7)

のである。慧の学び、即ち聞・思・修という学般若は持戒の裡になされ、持戒のうちに聞・思・修の三慧に従事すべきである、そしてそれは、即ち、持戒そのことなのである。慧学の遂行は戒を持することなのである。

#### C 戒の源泉

戒は大菩提の為に菩薩によりて受持せられるのである。大菩提というこの目的を達成するが為には、心の安立(citta-sthiti)と自己の仏法の成熟と衆生の成熟とが必要である。

即ち、先づ善き生活によりて心の安住を得なければならぬ、  
というのは、これが無くしては各人は恐怖の裡に在るのであり、自分の周囲又は社会との平和な関係が成立せず、この平和な関係がなければ、仏法なるものを十分に修習するこ



とができず、またこの二が無くしては利他の活動も不可能であるから。それ故、戒・定・慧（・解脱）は目的観的統一性（teleologische Einheit）を成しているのである。従って、最後に現われるもの、即ち大菩提、本来清浄心、涅槃、涅槃妙心、清浄法界こそがそもそも最初に有るもの、根柢たるものであり、この終極目的の実現には、現実的には善き生活が、即ち律儀な生活が、即ち戒が第一に表に現われなければならず、それから定と慧とが、そして解脱が順次に成立しなければならぬ。故に、戒・定・慧・解脱は現実生活においてこの順序にて現われるべきである。本来的には戒から定が出るのである、定から慧が出るのもなくて、本来的には大菩提が、即ち大涅槃が、涅槃妙心が、清浄心が先づあって、これから、慧も定も戒も現われて来るのである。大菩提こそが、大涅槃こそが、清浄心こそが、無心こそが、清浄法界こそが仏法の根源なのである。

(β) 十善業道、十重戒

(1) 十善業道

以上の如くに考えて来る時に、就中、十地経（華嚴経十地品）にて、第二離垢地の段にて、十善業道が戒パーラミターの内容となっていることと、この三聚戒の主張との関係はどうなるのか、また梵網経（盧舎那仏説菩薩心地品第十）で力説せられる十重四十八輕戒との関係はどうかと問われる。この問に對

して先づ結論を言うに、十善業道も十重四十八輕戒も共に、三聚戒のうちの防護戒のうちに撰せられる、この二種の戒は三聚戒との関係においては撰善法戒と利物戒とを直接に説くものではないのである。

十善業道は、前述の如く、長部の『轉輪王獅子吼経』（cakka-vatti-sihanāda）と『元始智経』（agganña, 元始の知識の経）との二経にて詳細に説かれている。

そして前者のうちにては、前述の如く、“pātimokkasaṅḅvara-saṅḅvuto viharati” (PTS. D. xxvi. 28) という表現が注意を引く。これは十善業道を「防護するもの」としてしているのである。後者においては、“kāyena saṅḅvuto, vācāya saṅḅvuto, manasā saṅḅvuto (PTS. D. xxvii. 30) という表現が注意を引く。と言うのは、この二経は、ともに、十善業道を以て、身語意による防護 (saṅḅvara) としているのであるから。この「防護」は防護戒 (saṅḅvara-sīlam) の「防護」へ直統しているのである。

その十善業道が『十地経』<sup>(15)</sup>では戒パーラミターの内容とせられる、そして他のものは含まれていない、即ち、十善業道が明示的に戒 sīlam とせられているのである。『菩薩地、戒品』の内には、十善業道の名を挙げていないが、その内容は一つ残らず説かれている (pp. 165—170) のである。

故に、これによって「防護戒」が得られる道理である。

(2) 十重戒

この十重四十八輕戒は『梵網經盧舎那仏説菩薩心地戒品第十卷』(大正第二十四卷九九七以下)のうちで説かれるもの。漢訳者は羅什となっている。梵本未見なので、やむをえず、ただこの漢訳によりて考察する。

この第十卷上によれば、仏陀は十発趣心向果、十長養心向果、十金剛心向果、十地向果を説き、そして「是の四十法門品は、我、先きに菩薩たりし時に修したる入三果の根本なり」(頁九九八上)とする。ほぼ同一のことが、この第十卷下の始めにて言われる、即ち「是諸仏之本源、菩薩之根本、是大衆諸仏子之根本」(頁一〇〇四中)とある。そして先づ十重波羅提木叉を説き、つづいて四十八輕戒を説く(頁一〇〇五上)。

故にこの十重四十八輕戒は諸仏之本源、菩薩之根本を實現するが為の戒と解釈せられる。そして四十八輕戒は十重戒を助けて成立せしめるものである。故に十重四十八輕戒と併せて言われるが、十重戒が核心なのである。

しかも、この十重戒は十善業道と内容的には、ほぼ、一致する。いなむしろ、十重戒は、十善業道を、即ち在家出家を問わず、いやしくも人間ならば、とり行ふべき十善業道を、出家者の立場から考え直し、出家者に特に適切なものとしたものである。というのは、両者はほぼ内容的に一致するの

みならず、十重戒は出家者の、出世間的となつてゐるからである。両者を対照するとき、やや困難を感じるのは十重戒中の不酤酒戒である。これは十善業道中の不粗語戒に相当する、というのは飲酒は粗語の因であるから。説他罪過は離間語に、自讚毀他は綺語に相当する。誘三宝は明らかに邪見である。

右の通りであるならば、十重四十八輕戒は、その実体に関しては、十善業道又は十善戒に殊ならず、しかも十善業道即ち十善戒は防護戒である故、当然に、十重戒四十八輕戒は防護戒であり、従つて三聚戒の一部を成すのである。

以上の如くに三聚戒は戒定慧なる三学<sup>16</sup>のうちの戒学の見地を拡大し徹底し、仏教思想に本質的なる道徳性を明確にして、戒学のうちへ定慧二学を包摂したものである。故に定を学ぶも持戒、慧を学ぶも持戒なのである。

(γ) 相摂の問題

かくの如くに三聚戒が定慧をも戒へ包摂したことは相互包摂、相摂、の問題を提出する。(1) 四聖諦は明らかに相摂の原理の上に成立している。四聖諦のうちの任意の一・二・三諦は残余の三・二・一諦を包摂しているのである。(2) 般若波羅蜜經には摂五品があり、六パーラミターの相摂を説いているのである。放光般若經品第六十九も同様である。また大般若波羅蜜多經第一会相引摂品第六〇もこれを説く。第

二会相撰品第六十七も然り。(3)そして、この撰五、相撰、相引撰の説は当然の帰結なのである、というのは、六度は三学の展開であるから。そして三学は八正道のまとめられたものである。従って六度・三学・八正道は、各、それ自身が目的観的一体性の原理によりて貫かれていくもの。(4)そして、これ等は、四聖諦によりて言え、道諦である。故にこれらは他の三諦を相撰する。(5)また、道諦の展開たる菩薩の十地についても同一のことが言われうる。

かくの如き目的観的統一性の目的、即ち終局目的は大菩提であり、涅槃であり、涅槃妙心であり、本性清浄心である。故に、実に、自浄其意 *sacittapariyodapanam* が戒をして成立せしめているのである。

かくの如くに仏教の真理が持っている目的観的統一性の問題は、戒の考察に伴うものであるが、それそのものとしては、戒の問題を含むが、戒とは別問題である。故に、独立に他処において考察せらるべきものである。

## 五 結論的考察

### I 如来知見

私は(1)久しく十善戒を総相戒(龍樹<sup>(18)</sup>)として考えて、それに満足していた。(2)しかし三学、四法も強く私をとらえた。然るに定慧などは戒の内にはあらぬではないかと思

惑った。(3)また仏法にとりての戒の重要性を知らされたのである。(4)また、所謂七仏通戒偈を単なる戒としてのみでなく、「是諸仏教」、即ち仏教の全体として受取るようになっていた。「あなたふと、ななの仏のふるごとは、学ぶに六つの道を超えけり」は、この「是諸仏教」を意味すると見るようになっていた。(5)かくて、この仏教の終局目的は菩提であり、本来清浄心であると考えようになっていた。四聖諦、深縁起、一心三観、清浄如来蔵一心、至道無難、三界無法、唯識無心、要するに一心の生起と還滅との法についての知と行、かくの如きものが仏教であると考えようになっていた。

そして、かくの如き仏教を、仏法を、統一的に、組織的に学び身に著けようとする者のための戒を求めた。そして見出されたのが三種戒である。

仏教の統一的組織は定からも、慧からも、解脱からも、六パーラミターからも可能であり、これを可能にするものは本来清浄心を終局目的とする目的観的統一という活きている原理である。

以上の如くに考えることは仏教をとらえて *philosophia* (哲学)であるとするのではない。それは仏教を、もともと、*tathāgata-jñānadarśanam* (如来知見)であったとして、とらえることである。即ち、その真理内容は、*pravṛtti* (生起)

と *nivṛtti* (還滅) との二つの運動方向をもっている深縁起即ち四聖諦であり、或は即ち三自性である。そしてこれを学ぶのが即ち学仏知見である。故に、還滅の側のみから言えば、仏教の真理内容は三学であり、四法(戒蘊、定蘊、慧蘊、解脱蘊)、であり、六度であり、戒から言えば、それは三聚戒である。故に、これは、若しヨーロッパの言葉を用いて言えとならば、*philosophia-religio* (哲学宗教) なのである。敢えて言えば、*philosophia* と *religio* との不可分の一体性たることに「仏教」*buddha-sāsana* 即ち「如来知見」*tathāgata-jñānadarsanam* の特質がある。然るにヨーロッパにおいて *philosophia* と *religio* とは、もともと、その起源を異にし、性質を異にしている。故に、この二者は絶えず総合と分離とを繰返して来ている、未来においても繰返して行くであろう。というのは、この総合と分離とは両者の本質にねざすものであるから。故にヨーロッパの *philosophia* と *religio* とは過去においてアウグスティヌスやカール・マルクスを必要とした如くに未来においても第二、第三のアウグスティヌスやカール・マルクスを必要とするであろう。然るに仏教においては、この事は絶えて無いのである。

ヨーロッパを受容れてから今日に至るまで約一百年の間に我国では仏教を“*religio*”としてとらえ、しかもこの *religio* を「宗教」と翻訳する習慣を作ってしまった。故に人は「仏

教は宗教であって、哲学ではない」と言い、何時のまにか全くヨーロッパ的思惟方法に囚えられてしまっているのである。果して然りとすれば、それはヨーロッパ化せられたる、またアメリカ化せられたる仏教であって、仏教の本質が充分にはとらえられていないのである。我々はこの欧化及び米化から脱却しなければならぬ。南条文雄博士によりて、漢訳仏典を基とした仏教からの脱却の道が開拓せられた。彼によりてまた原典からの仏教研究の道が開かれて今日に至り、未来にも至るのである。我々は、これを承け継ぎて、進歩して、仏教の欧化及び米化からの脱却を遂げて、インドの見即ちダルシヤナ及び仏教に固有の思惟方法による仏教の回復・樹立を成し遂げなければならぬ。然らざれば、無批判なる習合や独善にして性急なる統一を仏教は繰返すこととなるであろう。かく考える私にとりては、防護と利物との二に加えるに各自の仏法の成熟をもつてして、この三を内容とするところの三聚戒が、この上もなく、尊いのである。

## Ⅱ 学仏知見戒

三聚戒は撰五又は相撰又は引相撰という仏教の真理の聯関の法則、目的観的統一性を明瞭に顕現しているところの戒パラミターである。故に、それは、言うまでもなく、三学のうち戒学の歴史的に展開したものである。故に、それは還滅 *nivṛtti* という逆流の、即ち逆運動方向の、深縁起を、相

撰の原理に基づいて、戒の見地から菩薩の戒 *silam* としてとらえて、受持しようとするものである。

そして、この還滅は、言うまでもなく、生起即ち順流の対治であり、逆流である。これによりて明らかなるが如く、仏教なるものは「生起」する心又は五蘊たる人間が還滅、即ち涅槃を、涅槃妙心を求めて、又はそれを獲て、生きて行く道である。

故に、現証 *abhisambodhi* の要求から言うならば、

苦の真理は心のもの、集起は識の行動領域

二真理と仏地と、これにおいて般若は活動する

という偈<sup>(20)</sup>によりて仏教の全体が善く表現せられている。それは、勿論、これに限るわけではない。同じ経<sup>(21)</sup>はまた言う。

最勝のアーラヤ識と及び表知のアーラヤ識

所取と能取との離去によりて真如を我れは説示する

と。また原初の時代から、仏教は無常偈や縁生偈や所謂七仏通戒偈などを以てその全体を簡潔に充分に示している。或は、最後期には仏教は識と識に異ならぬ五輪とを以て自己の全体を象徴的によく表現している。かくの如き全仏教を身に著けて生きて行くが為には三聚戒が是非とも必要なのである。

(この論文は昭和五十年末委嘱によりてなされた東京永平寺別院での講演を元本としてまとめ、昭和五十一年一月末になした私の最終講義に手を加えたものである。)

三聚戒の意義について(川田)

出典

- (1) *Mahā-nibbāna-suttanta* (PTS, D. xvi. 2. 4)
- (2) PTS, D. xvi. 4. 3
- (3) *Anguttaranikāyapāli*, 4 *Catukkanipāto*, 1. *Bhaṇḍagāma-vaggo*, 1. *Anubuddhasutram*. Pali Publication Board (Bihar Government), 1960
- (4) 大正新脩第十二卷三八七下、六二七下。
- (5) 撰大乘論(大正新脩第三十一卷一二四下)。
- (6) 十住毘婆沙論(大正第二十六卷九九中及び下、一〇〇下)。
- (7) *Cakkavatti-sihanāda-suttanta* (D, xxvi, 28: PTS, D. 3rd vol. pp. 77—78)
- (8) *Agagnā-suttanta* (PTS, D. xxvii. 30)
- (9) 大正第三十卷五一上。
- (10) “ ” 九一〇中。
- (11) “ ” 九八二中。
- (12) *Bodhisattvabhūmi*, ed. by Wogihara, 139. 3
- (13) 持地經(大正第三十卷九一〇中)。
- (14) 善戒經(大正第三十卷九八三下)。
- (15) *Daśabhūkasūtram et Bodhisattvabhūmi*, pub. par. Rahder. Paris, Paul Geuthner. 1926. pp. 22—30
- (16) *Mahāyānasūtrālamkāra*, xvi, śl. 7. pub par S. Lévi. Paris, 1907
- (17) 大正第八卷、摩訶般若波羅蜜經第六十八品。
- (18) 大智度論卷第四十六(大正第二十五卷三九五中—下)。
- (19) 拙著、仏教と哲学。第五版、一九七〇。京都、平樂寺書店。
- (20) *Lankāvatāra Sūtram*, ed. by B. Nanjio, p. 299, śl. 260.
- (21) Ditto, p. 272, śl. 59.